

答申書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する記録簿（平成25年11月28日分）」及び「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する経過記録」について行った非公開の決定は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成26年4月24日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「市道下中島畠毛改良工事に係る2013年11月28日に開催した〇〇〇〇氏との話し合い（上中島役員会主催・立ち会い）の議事録及び2013年9月27日以降、本日までの〇〇〇〇氏との打ち合せ記録一式」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年5月2日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する記録簿（平成25年11月28日開催分）」及び「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する経過記録」と特定し、条例第9条第8号に規定する事務事業執行情報であるとして、非公開とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消し、公文書の公開を求める。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 条例第1条には、（目的）として、「この条例は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市

民に対する説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。」とされ、また、条例第3条には（実施機関の責務）として、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するものとする。（後略）」とされているが、処分庁の今回の処分は、この原理に反するものであって、到底納得できるものではない。

- 2 公開しない理由とされる「条例第9条第8号に規定する、交渉に関する情報であって、公開することにより、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、または当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため」というのは、市側で一方的に改ざんした『請求に係る公文書の件名又は内容』に対するものであろうと思われるが、申立人が請求した内容ではない。「はじめに非公開の結果ありき」として可否決定通知処分がされてしまっている。
- 3 申立人は、今回公開請求した、2013年11月28日開催議事録の元となる、実際の会議に主催者側参加者として列席しているのである。
- 4 公開することにより、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれる等とはいえるはずも無い。申立人は、実際の場で見聞きした関係当事者である。
- 5 公文書公開請求書の目的は、自分が地元役員関係者として参加していた案件の、市側の打合せ記録簿、議事録等を確認して、自分の記録と照合することである。本件公文書の公開が当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に、おおいに寄与することはあっても、支障を来すことなどまったくありえない。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 非公開と決定した情報は、協議に応じるかどうかについて、任意である交渉等が（関係者以外に）非公開で行われたにもかかわらず、その協議過程を公開して協力関係が絶たれる場合があり、協議や検討などのために出された関係者の発言や意見、提言などを記録したものを開することにより、今後の協議における自由で率直な発言、意見交換、提案などができるなくなるおそれがある。
- 2 また、公開した場合、ほかの出席者から工事の施工協力を得ることが難しくなり、最悪の場合、当該事業が中止される恐れがあること、また、個別に聞き取った内容を基に、各自の意見をまとめて調整しているところ、

それらを全て公開すれば、その調整が困難になり、事業を円滑に進めることができなくなることから「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある」に該当する。

- 3 なお、申立人は、今回公開請求した2013年11月28日の説明会に参加され、異議申立書でも「実際の会議に主催側参加者として列席している」とのことであるから、協議にかかる議事録を非公開としても、岩出市情報公開条例の目的を損うものとは考えられない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

- (1) 本件処分の対象となった公文書は、実施機関の事務事業として実施する道路改良工事の施工に当たり、隣接地権者等と行った協議や打合せ等に関する事項について、その要点をまとめた記録簿及び経過記録であって、実施機関の職員が作成したものである。
- (2) 本件処分の対象となった公文書のうち「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する事項を記録した記録簿（平成25年11月28日分）」の内容は、平成25年11月28日に行われた市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する事項であって、隣接地権者等の要求や主張、実施機関側の回答や対応約束などが記載されているほか、説明のために必要な資料として隣接地権者等に提示した図面が添付されている。
- (3) 次に、本件処分の対象となった公文書のうち「市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する経過記録」の内容は、隣接地権者等から工事中止の申し入れがあった以降（平成25年9月23日から平成26年4月4日までの間）に行われた市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等との協議や打合せ等に関する事項であって、記録簿として作成していない個別に行ったものも含めて、隣接地権者等の要求や主張、実施機関側の回答や対応約束などを日付順に経過が分かるように記載されている。

2 条例第9条第8号の該当性について

- (1) 条例第9条第8号では、公開しないことができる公文書として、「市の機関又は国等が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、涉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわると認められるもの、特定のもの

に不当に利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」と規定している。この趣旨は、市や国等の機関は、常に公共的活動としての事務事業を公益を目的として適正に行わなければならないものであるが、その性質上、公開するとその事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報については非公開としているものである。

- (2) 本件において、道路改良工事の施工に当たり隣接地権者等と行われた協議や打合せ等は、隣接地権者等との協力、信頼関係に基づき、内容や結果を公表しないことを前提として行われたものである。仮に、これらの記録を公開することとした場合、隣接地権者等が自己の要求や主張を公表されることをおそれて、今後の交渉に応じないなどの事態が生じることは十分に予想されることから、隣接地権者等との協力、信頼関係を損なうおそれがあると認められる。
- (3) そして、隣接地権者等との協力、信頼関係が損なわれた場合、道路改良工事を施工するに当たり不可欠となる隣接地権者等の理解と協力が得られず、当該事業が中止となるおそれが十分に予想され、今後の当該事業の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件処分の対象となった公文書は、条例第9条第8号に規定する事務事業執行情報に該当すると認められる。

3 その他

申立人は、市道下中島畠毛線改良工事に係る隣接地権者等の一人であり、協議や打合せを行った場に参加していることを理由に関係当事者間の協力、信頼関係が損なわれることはないと主張するが、以上に述べた理由からして、当該公文書の公開、非公開の判断に影響を及ぼすものではない。

4 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H26・5・19	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H26・5・20	実施機関に対して弁明書の提出依頼

H26・6・2	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H26・6・3	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H26・7・10	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H26・7・11	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H26・7・17	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関担当者から説明の聴取
H26・8・11	諮問に対する答申を行うための審査会の開催